

議案第 号

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）〇月〇〇日提出

宝塚市長 ○ ○ ○ ○

宝塚市条例第 号

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例

宝塚市子ども条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に、「第4章 推進体制（第15条・第16条）」を「第4章 推進体制（第16条・第17条）」

第5章 雑則（第18条・第19条）」に改める。

第8条中「並びに」を「及び」に改める。

第11条第3項及び第12条第2項中「関係機関」を「関係機関等」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第3章中第14条の次に次の1条を加える。

（支援拠点の整備）

第15条 市は、第9条各項に規定する施策を推進し、及び第11条第3項に規定する対策を講ずるに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点を整備するものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（情報の活用）

第18条 市長及び宝塚市教育委員会は、第15条に規定する拠点において、子ども及び妊産婦に対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、保有する子ども及び妊産婦の属する世帯の構成その他の情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(宝塚市子ども審議会条例の一部改正)

2 宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条」を「第16条」に改める。

議案第 号

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 協働の取組(第4条—第8条)</p> <p>第3章 基本となる施策(第9条—<u>第14条</u>)</p> <p>第4章 <u>推進体制(第15条・第16条)</u></p> <p>附則</p> <p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に<u>連携並びに</u>協力が図れるよう調整を行うものとする。</p> <p>(教育環境の整備)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、<u>関係機関</u>と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(安全、安心の子育て環境の整備)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市は、地域住民及び<u>関係機関</u>と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。</p> <p>(計画の推進)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(評価)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 協働の取組(第4条—第8条)</p> <p>第3章 基本となる施策(第9条—<u>第15条</u>)</p> <p>第4章 <u>推進体制(第16条・第17条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第18条・第19条)</u></p> <p>附則</p> <p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に<u>連携及び</u>協力が図れるよう調整を行うものとする。</p> <p>(教育環境の整備)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、<u>関係機関等</u>と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(安全、安心の子育て環境の整備)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市は、地域住民及び<u>関係機関等</u>と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。</p> <p>(支援拠点の整備)</p> <p><u>第15条</u> 市は、<u>第9条各項に規定する施策を推進し、及び第11条第3項に規定する対策を講ずるに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点を整備するものとする。</u></p> <p>(計画の推進)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(評価)</p>

第16条 (略)

第17条 (略)

第5章 雑則

(情報の活用)

第18条 市長及び宝塚市教育委員会は、第15条に規定する拠点において、子ども及び妊産婦に対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、保有する子ども及び妊産婦の属する世帯の構成その他の情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)新旧対照表 (附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)第15条に規定する行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び変更に関して意見を述べること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)第16条に規定する行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び変更に関して意見を述べること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

# 条例改正の目的・背景及び条例（案）の概要

## 1 条例改正の目的・背景

平成28年（2016年）児童福祉法改正

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならない。

令和4年度までに、全市町村で設置することを目標とする  
（平成30年（2018年）12月児童虐待防止対策体制総合強化プラン）

子ども家庭総合支援拠点の業務内容  
（市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱より）

コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を担う。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
- ②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

## 本市における取組

令和4年度中に子どもに関する総合的な相談窓口として設置予定

### 本市における課題

- ・子どもの発達特性への支援が十分でない。←事業や制度によって担当課が異なる。  
(保護者にとって子どもの育てにくさは児童虐待の発生リスクとなりうる)
- ・組織間の情報や支援方針の共有が十分にできていない。←特に就学前から就学後
- ・市民にとって、子どもやその家庭のことをどの課に相談したらいいのかわかりにくいなど。

### 本市における子ども家庭総合支援拠点のポイント

- ✓子どもの年齢に応じた切れ目のない支援 (縦の連携)
- ✓児童福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援 (横の連携)
- ✓支援対象は、0才から18才未満 (場合により20才未満まで)
- ✓生育歴の電子化・共有化により、関係各課と情報連携を図り、ワンストップでの相談に対応

- ①子どもや家庭に関する相談を受けている部署 (保健・福祉・教育) に共通システムを導入し、必要に応じて情報共有や連携がとれる体制を構築する。
- ②新庁舎に家庭児童相談室と発達相談に関する担当部署を置き、市民に分かりやすい相談窓口を設置する。

# 宝塚市子ども家庭総合支援拠点（相談体制）

## 総合相談窓口

- ・子どもに関する相談
- ・発達に関する相談
- ・児童虐待に関する相談
- ・関係機関との調整等

家庭児童相談室

発達相談に関する  
担当部署

健康推進課  
・母子保健事業等

子ども発達支援センター  
・主に乳幼児の発達や障  
碍(がい)に関する相談等

教育支援課  
・教育相談(不登校・発  
達・子育て相談等)

青少年センター  
・非行相談等

他関係課



## 2 条例（案）の概要

- ・ 総合相談窓口の設置並びに情報連携を行うための  
条例改正の主な内容

### （1）第15条の条文の追加

子どもの年齢に応じた切れ目のない支援を児童福祉、保健、教育の各分野が連携して行う子ども家庭総合支援拠点を整備する根拠として規定する。

### （2）第18条の条文の追加

子ども及び妊産婦に対する支援を迅速かつ適切に実施するために、関係各課が保有する児童の情報を必要な限度において共有する根拠として規定する。

### （3）その他

上記改正に加え、条文の一部修正及び第15条を追加したことによる条文の繰り下げ等を併せて行う。